

第3章 施策の方針と取組内容

重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

方針

すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、人生の各段階や、職場、家庭、地域等において、その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の参画拡大を進めます。

<現状>

本格的な人口減少社会を迎える中、活力ある社会を維持していくためには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。平成30(2018)年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、令和元(2019)年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面において女性の参画拡大を進める機運が高まっています。

しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政などの社会的組織において、政策・方針決定の場に参画する女性の数はいまだ少なく、依然として低い水準にとどまっています。これには、社会制度や慣行、固定的な性別役割分担意識、偏見等に起因した社会的状況の格差などの要因がかかわっていると考えられます。

国際社会において、令和12(2030)年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、国においても、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すとしています。(図19)

女性の就労状況については、令和元(2019)年の市民意識調査の結果では、30歳代、40歳代、50歳代で「仕事をしている」と回答した人が70%を超えました。女性全体では、「仕事をしている」人が52.7%となり、前回調査(平成26(2014)年実施)よりも8.8ポイント増加して過半数を超えました。(図20)

令和元(2019)年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」が改正されました。ハラスメントのない社会の実現を目指し、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備していくことになりました。(図21)

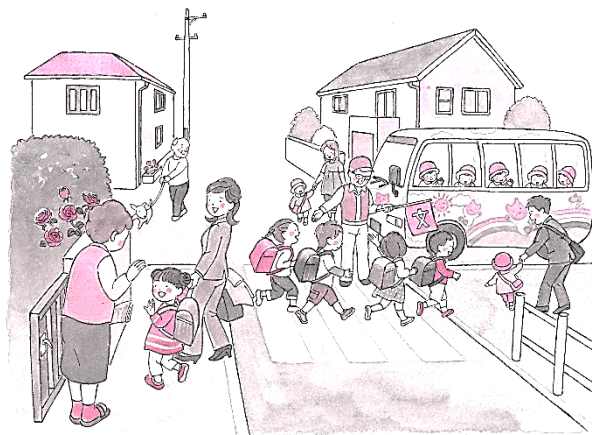
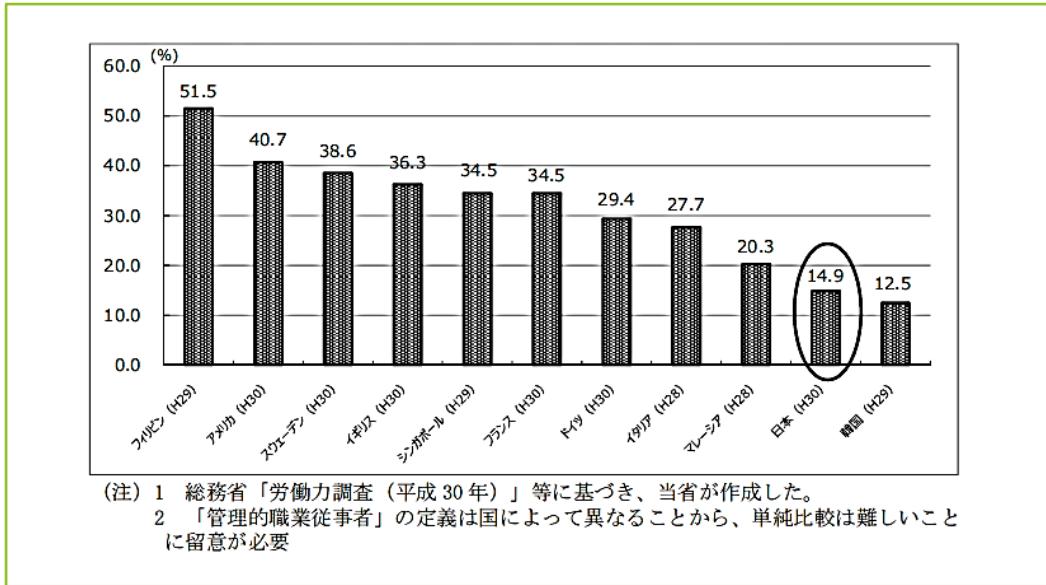
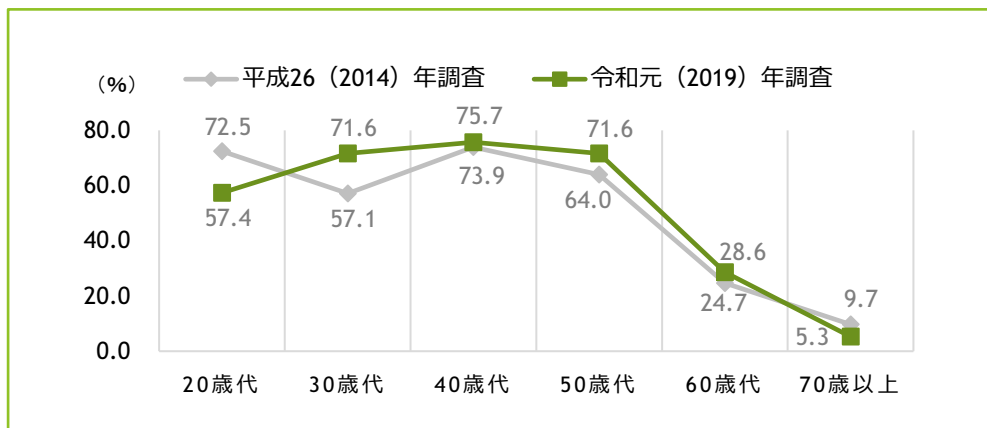


図 19 管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



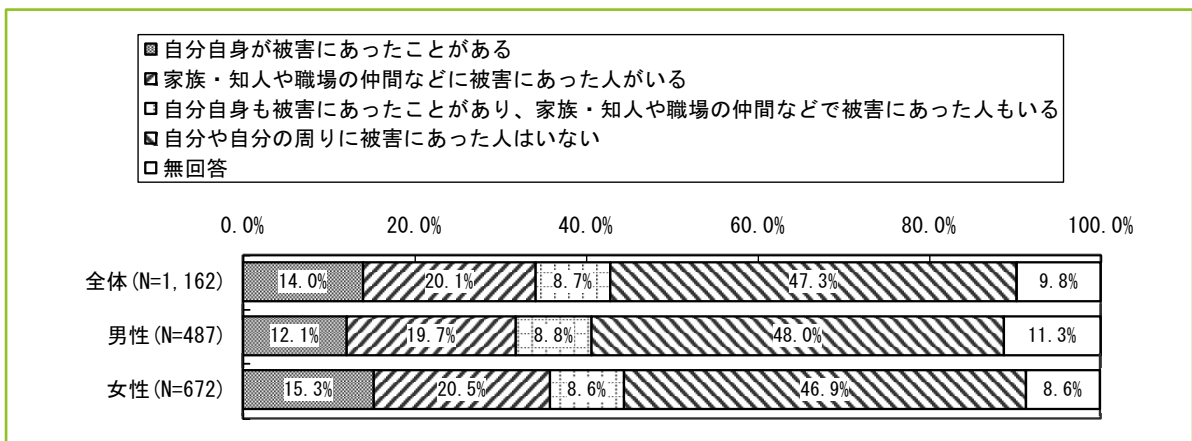
令和元（2019）年 女性活躍の推進に関する政策評価書（総務省）

図 20 女性の就業率



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

図 21 職場でのハラスメントの状況



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたって持続させるため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画拡大を進めます。

取組内容		所管
1	審議会、管理職等における女性の登用の推進	男女共同参画センター
2	政治分野における女性の参画拡大	男女共同参画センター
3	女性のネットワークづくりへの支援	男女共同参画センター

関連計画等

女性活躍推進法

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律



(*11) ポジティブ・アクション (=積極的改善措置) : さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業等の自主的な取組や制度のことをいう。

(*12) ダイバーシティマネジメント : 性別、年齢、国籍、障害の有無といった個人の属性にかかわらず、多様な人材の能力や発想、価値観を融合することで、企業等における組織の活性化を図り、経営基盤の安定化やマンパワーの強化を図る経営手法のこと。

推進項目② 就労の場における女性の活躍

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。企業が女性の活躍に向けた取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

取組内容		所管
1	女性が活躍できる環境の整備 女性が活躍推進の趣旨や意義について周知します。 企業の経営者や管理職の意識改革を進めます。 関係機関と連携して、女性が能力を發揮できる職場環境の整備を進めます。 中小企業や起業家における女性の活躍状況の「見える化」を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
2	女性のエンパワーメントの推進 リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会を提供します。	男女共同参画センター
3	各種ハラスメントの防止対策の推進 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課

関連計画等

女性活躍推進法

労働施策総合推進法

